定款

株式会社PALTAC

# 定款

## 第1章 総 則

## 第1条 (商号)

当会社は、株式会社PALTACと称し、 英文では PALTAC CORPORATIONと表示する。

#### 第2条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

## 第3条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 化粧品、歯磨、石鹼、日用雑貨の販売及び製造
- (2) 医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用薬品、農業用薬品、毒物、劇物、工業用薬品、 試薬及び衛生材料の販売及び製造
- (3) 雑貨、食品及び薬用酒類の販売
- (4) 玩具、文具、浄水器及び製水器の販売
- (5) 有機無機化学品及びアルコールの販売
- (6) 介護用品、福祉用具及び健康機械器具の販売
- (7)情報処理システム、物流システムの機器ならびにソフトウエアの開発及び販売
- (8) 建築工事の材料の販売及び請負
- (9)前8号物品の輸出入業務
- (10) 倉庫業
- (11) 貨物利用運送事業
- (12) 物流に関する受託事業
- (13) 損害保険代理業
- (14) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (15) 生命保険の募集業務
- (16) 不動産の賃貸業
- (17) 前 16 号目的遂行の必要上他会社の事業に出資すること
- (18) 上記各号に関連附帯する一切の業務

# 第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

# 第5条 (公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

## 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1億8000万株とする。

## 第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第9条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿及び新株予 約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

## 第10条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取り扱い及び手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。

# 第3章 株主総会

# 第11条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### 第12条 (基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

#### 第13条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が 招集し、その議長となる。

2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

#### 第14条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第15条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

# 第4章 取締役及び取締役会

## 第17条 (定員)

当会社の取締役は、15名以内とする。

## 第18条 (選任)

取締役の選任決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第19条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第20条 (代表取締役·役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長 及び取締役相談役を若干名選定することができる。

## 第21条 (招集)

取締役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。

但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

#### 第22条 (招集権者及び議長)

取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた 取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

## 第23条 (決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって これを行う。

## 第24条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第25条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

# 第26条 (取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。

# 第5章 監査役及び監査役会

#### 第27条 (定員)

当会社の監査役は、6名以内とする。

#### 第28条 (選任)

監査役の選任決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもってこれを行う。

## 第29条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## 第30条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

## 第31条 (招集)

監査役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

## 第32条 (決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

#### 第33条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第34条 (監査役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額 は、法令で定める額とする。

# 第6章 会計監查人

## 第35条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第36条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において 再任されたものとする。

# 第7章 計 算

# 第37条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第38条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、剰余金の配当を行う。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。
- 3 当会社は前2項のほか、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を 定めることができる。

#### 第39条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2004年 4月 1日 改定

2004年12月16日 改定

2005年 6月29日 改定

2005年12月16日 改定

2006年 6月26日 改定

2007年 6月20日 改定

2007年 7月30日 改定

2008年 2月13日 改定

2008年 4月 1日 改定

2008年 6月24日 改定

2009年 3月10日 改定

2009年 4月 1日 改定

2009年 6月23日 改定

2009年 7月 1日 改定

2010年 6月24日 改定

2012年 1月 1日 改定

2015年 6月23日 改定

2015年 7月 1日 改定

2017年 6月23日 改定

2022年 6月22日 改定